

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

内容を適宜、要約や統合をさせていただいております。

なお、「日EU・EPA交渉を通じた地理的表示の保護」の内容に関するもの以外の御意見については、今後の執務の参考にさせていただきます。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
個別の地理的表示に対する御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「Jerez/Xérès/Sherry」、「Málaga」、「Bourgogne」、「Chablis」、「Champagne」、「Sauternes」、「Graves」、「Tokaj/Tokaji」、「Grappa」、「Chianti」、「Chianti Classico」、「Marsala」、「Madeira」、「Oporto/Port/Port Wine/Porto/Portvin/Portwein/Portwijn/vin du Porto/vinho do Porto」については、海外において一般的に使用されているほか、日本においてもウェブサイト等で使用が見られるため、地理的表示として保護すべきではない。 	<p>日本国以外の世界貿易機関の加盟国において保護される地理的表示を保護するに当たっては、当該地理的表示が日本国において、酒類の一般的な名称として使用されている表示に該当しないことを確認しています。ご意見に列挙されている表示は、当該酒類の一般的な名称として使用されている表示に該当しないことから、地理的表示として保護することが適当であると考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「Champagne」を地理的表示として保護するとしても、「シャンパン」という表示については、引き続き使用可能とするべき。 	<p>日本語表記の「シャンパン」は地理的表示「Champagne」の翻訳であるため、使用できません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「Champagne」を地理的表示として保護するとしても、日本を含む多くの国々で使用されている「シャンパン方式」といった表示については、引き続き可能とするべき。 	<p>「シャンパン方式」については、個別の地理的表示の名称を含んでいるものの、日本国において製法を示す用語として一般的な名称であることから、使用することができます。</p>

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

内容を適宜、要約や統合をさせていただいております。

なお、「日EU・EPA交渉を通じた地理的表示の保護」の内容に関するもの以外の御意見については、今後の執務の参考にさせていただきます。

	<p>・「Alicante」、「Valdepeñas」、「Conegliano - Prosecco/ Conegliano Valdobbiadene Prosecco/Valdobbiadene Prosecco」、「Dolcetto d'Alba」、「Lambrusco di Sorbara」、「Lambrusco Grasparossa di Castelvetro」、「Montepulciano d' Abruzzo」、「Prosecco」、「Vino Nobile di Montepulciano」については、ブドウ品種又はブドウ品種名を含むものである。これらの表示は、海外においてブドウ品種等として一般的に使用されているほか、日本においてもウェブサイト等で使用が見られるため、地理的表示として保護すべきではない。地理的表示として保護するとしても、ブドウ品種としての表示については、引き続き使用可能とするべき。</p> <p>なお「Valdepeñas」の別名である Tempranillo については引き続き使用可能か確認したい。</p>	<p>Alicante (Alicante Bouschet を含みます。)、Valdepeñas、Prosecco、Montepulciano について、日本国において、酒類の一般的な名称として使用されている表示に該当しないことから、地理的表示として保護することが適切であると考えており、当該地理的表示の名称を使用することができる酒類を除き、ブドウ品種として表示することはできません。</p> <p>一方、Dolcetto、Lambrusco を単独でブドウ品種として表示した場合には、地理的表示「Dolcetto d'Alba」、「Lambrusco di Sorbara」及び「Lambrusco Grasparossa di Castelvetro」の保護対象とはならないことから、ブドウ品種として表示することができます。</p> <p>なお、地理的表示「Valdepeñas」の別名である Tempranillo については、当該地理的表示の保護対象とはならないことから、ブドウ品種として表示することができます。</p>
--	---	---

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

内容を適宜、要約や統合をさせていただいております。

なお、「日EU・EPA交渉を通じた地理的表示の保護」の内容に関するもの以外の御意見については、今後の執務の参考にさせていただきます。

	<ul style="list-style-type: none">・「Budějovické pivo」、「Budějovický měšťanský var」及び「Českobudějovické pivo」については、先行登録商標に係る商標権を侵害する可能性があるため、保護すべきではない（保護する場合であっても先行登録商標に影響を与えない限定を付すべき。）。また、先行登録商標が使用できなくなるおそれのある場合、当該先行登録商標について適用除外の公示を行うべき。	商標権の侵害の有無については、実際の使用態様等に基づいて、裁判所にて判断されるものですが、これら3つの地理的表示は、ご意見いただいた先行登録商標とは非類似のものであるため、「酒類の地理的表示に関する表示基準」第3項第1号に該当するものではないと考えています。また、当該地理的表示の保護が当該先行登録商標の使用を制限するものではないと考えています。
先使用の経過措置期間に関する御意見	<ul style="list-style-type: none">・先使用の経過措置期間を出来る限り長く確保すべき。・日本の酒類製造者等に先使用の経過措置期間を設けるのであれば、海外の酒類製造者等に対しても同様の措置を設けるべき。	意見公募前に我が国に流通している酒類で、地理的表示を使用していたものについては、影響を緩和する観点から、海外の産品を含め、当該酒類を扱っている国内の酒類業者から申立てがあった場合において、協定発効から5年間の経過措置期間を設けることとしています。
地理的表示制度に関するご意見	<ul style="list-style-type: none">・地理的表示の個々の構成要素で一般的なものについては、引き続き使用可能とするべき。	複数の語句からなる日EU・EPAで保護される地理的表示の名称に関し、当該名称の個別の語句を表示する場合、一般的な用語については、使用することができます。
	<ul style="list-style-type: none">・地理的表示の翻訳・翻字が保護される場合は、その旨を明確にし、異議申立ての機会を与えるべき。	地理的表示の名称が翻訳・音訳された上で使用される場合にも保護を行うこととしており、また意見公募の際に翻訳の例を提示しています。

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

内容を適宜、要約や統合をさせていただいております。

なお、「日EU・EPA交渉を通じた地理的表示の保護」の内容に関するもの以外の御意見については、今後の執務の参考にさせていただきます。

<ul style="list-style-type: none">・ 地理的表示保護以前に付与された商標等の知財権については、申出なく保護されるべき。	<p>地理的表示の保護開始以前に登録された商標については、地理的表示保護後も申出を要することなく、使用することができます。</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 保護に当たっての確認の際の異議申立て手続きが、当事者にとって過度に負担になったり費用がかさんだりしないようにするべき。・ 保護に当たっての確認の際の異議申立て期間の延長が可能か否かを明確にするべき。	<p>行政手続法に基づき、適切に意見公募を実施しております。</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 保護された地理的表示の取消しを求める手続きを設定するべき。	<p>国税庁長官が確認を行った地理的表示について、酒類の登録商標に係る商標権を侵害するおそれがある場合や酒類の一般的な名称として使用されている場合に該当することになるなど、一定の要件を満たすときは、保護の適用除外を行うこととしています。また、ある地理的表示が当該要件に該当すると考える者は、その旨を国税庁長官に申し立てることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 地理的表示の不適切な使用があった場合に、影響を受けた当事者が私訴を提起する範囲を規定し、国税庁が職権でとる措置を制限すべき。	<p>不適切な使用に対する措置については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づいて、国税庁において、適切に対応していくこととしています。</p>

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

内容を適宜、要約や統合をさせていただいております。

なお、「日EU・EPA交渉を通じた地理的表示の保護」の内容に関するもの以外の御意見については、今後の執務の参考にさせていただきます。

	<ul style="list-style-type: none">・ 保護する地理的表示の名称に真の原産地を記載した場合は使用を認めるべき。	<p>地理的表示制度では、地理的表示の産地以外を産地とする酒類について当該地理的表示の名称を使用してはならないこととしておりますので、使用することはできません。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・ 地理的表示が付されているバルクワインやウイスキーについて、加水や添加物添加、ブレンド等を日本において行った場合、地理的表示の使用は可能か。	<p>地理的表示は、当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類について使用してはならないこととされています。そのため、加水等により生産基準を満たさなくなる場合、表示違反になることがあります。</p>